

基地の一部返還を求める意見書

所沢市は「基地全面返還は市民の願い」をスローガンに50年間基地対策協議会とともに基地の全面返還運動を続けてきたところである。

その結果、東西連絡道路の返還を含め今まで基地の7割が返還された経過がある。

しかし、その一方では横田基地における外周道路切り替えに伴う土砂の搬入によって、市議会でも中止の意見書を国に要請したにも関わらず、基地の南西部には大量の土砂が山積みになっている。このような状況から、現在の基地南側は米軍も使用していないものと推測するものである。

日米地位協定第二条第三号によると「この協定の目的のため必要でなくなった時は、いつでも日本国に返還しなければならない」と規定されている。

また米軍は、「土砂置き場について通信施設を維持することに必要な場所」との見解を示している。「通信施設を維持する」とは、アンテナの通信に障害となる施設が建設されることなく、電波が干渉しない区域のまま維持する事と考えられるが、市が基地のアンテナの運用に影響を与えないような利用形態を検討するのであれば通信施設の基地機能を維持しつつ、市への返還は可能と考える。

よって、当該搬入区域を含めた未利用地についてはすみやかな返還を求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年9月24日

所 沢 市 議 会

提 出 先

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

外務大臣

防衛大臣